

## 神戸女学院大学 消費収支計算書(2000-2009)分析レポート

2010年度大学教職員組合  
財務分析WG(入学センター林)

2010/09/24 改訂2版

2010/11/15 改訂3版

### ■帰属収入の推移について

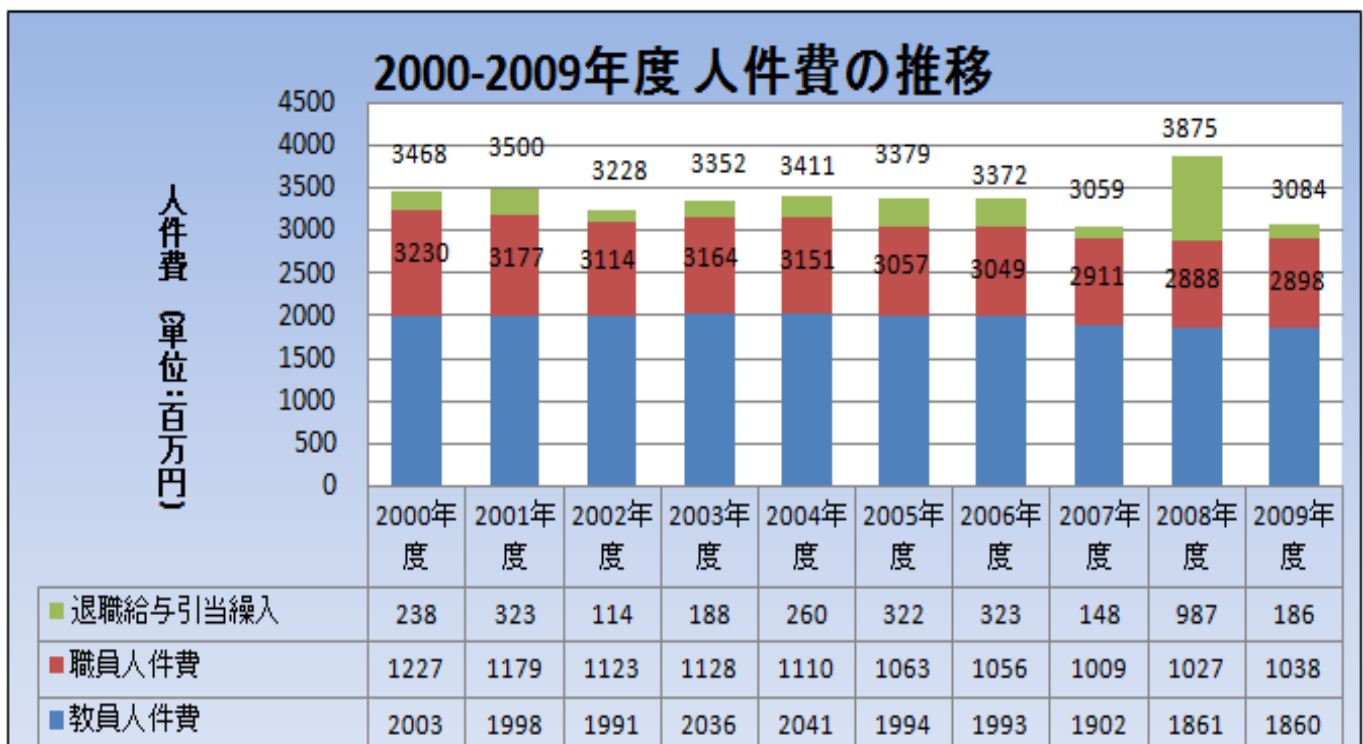
帰属収入については、過去10年間において53～56億と、年度によって幅はあるものの、非常に安定している。特に昨年度(2009年度)は、入学者数が687名となり、学生生徒納付金の増加(対前年度比1億8百万円増)が要因となって、過去10年間で2番目に高い55.6億の帰属収入であった。

帰属収入の約7.5から8割を占める学生生徒納付金の安定的獲得(裏返せば入学者の安定的確保)により、帰属収入は過去10年間を通して非常に安定している。

### ■人件費の推移について

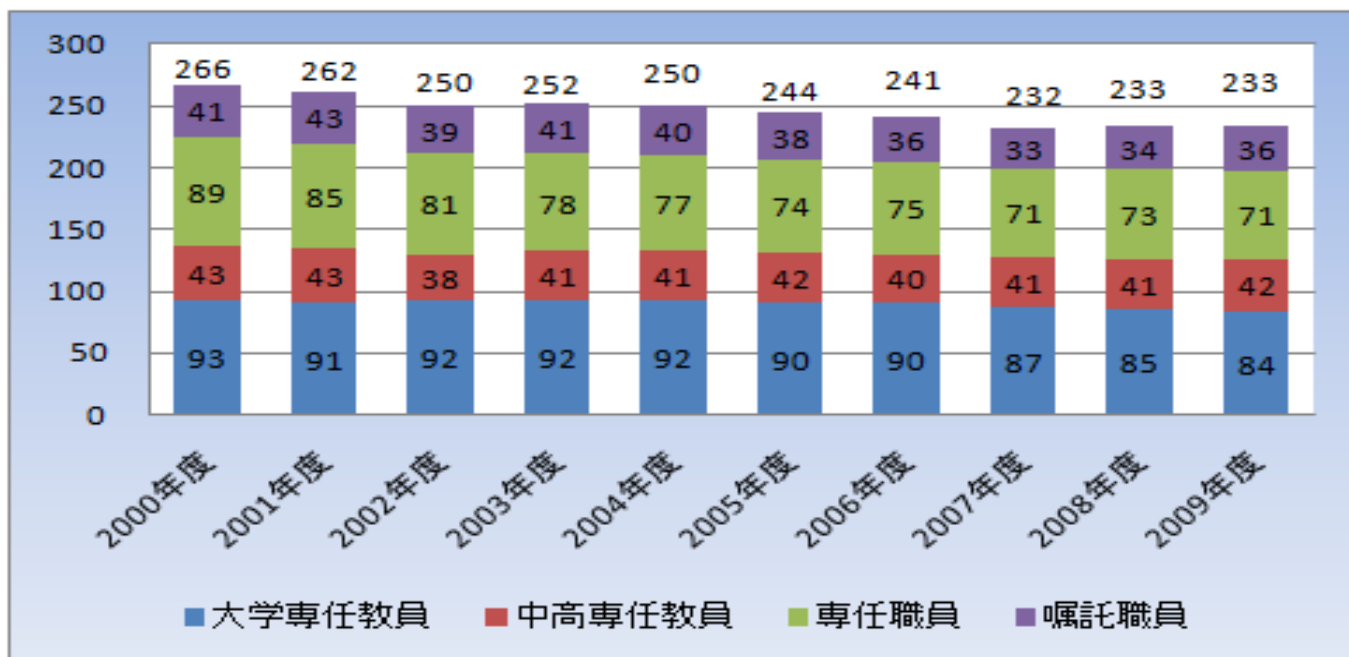
過去10年間における“人件費(退職給与引当金繰入除く)”の推移を見ていくと、着実に減少していることが分かる(下図1参照)。その主たる要因については、教職員数(専任のみ。非常勤・派遣は除く)の減少であることが見てとれ、特に大学教員と職員の減少が著しい(下図2参照)。

#### 【図①】



※注) 棒グラフ中の上段数値は、退職給与引当繰入金を含めた人件費総額、下段の数値は、退職給与引当繰入金を除いた人件費額を示す。

【 図② 】 2000～2009 過去10年間における、専任・嘱託教職員の推移 (単位:人)



#### ■業務委託費の推移について

前項で述べた人件費の減少傾向に反して、「業務委託費」については、逆に増加傾向にある。このことから、人件費抑制分を業務委託費に転化していることが推測される。

#### ■広告費の推移について

広告費（管理経費）は、消費支出全体の構成比から見ると微々たるものだが、過去10年間を通して着実にアップしている（2000年／54百万円⇒2009年／67百万円）

#### ■帰属収支差額について

帰属収支差額（帰属収入－消費支出）は、過去10年間においてマイナスとなったのは、2008年度の“4億16百万円”の単年度のみである（[下図3](#)参照）。しかし、当該年度は「退職給与引当金繰入金額」を50％から100％にした背景があり、こちらの繰入金額9億87百万円を除くと、5億71百万円の収支プラスに転じる。

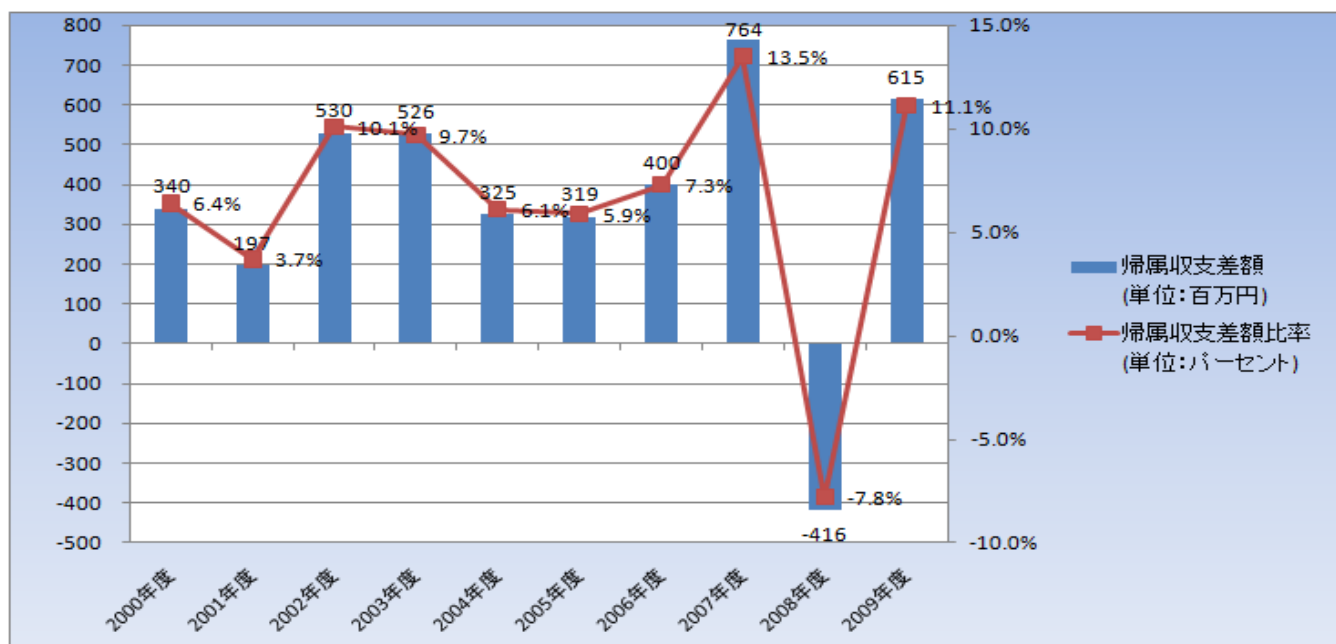
ちなみに、2008年度以外の年度は全てプラスである。帰属収支差額は、企業で言われるところの“もうけ”を示すもので、着実に余剰資金（蓄え）を増やしていると断定できる。

次に“帰属収支差額比率(帰属収入－消費支出／帰属収入)”の過去10年間の推移を見ていく。帰属収支差額比率は、企業で言われるところの“経常利益（損益）比率”である。当該収支比率において、マイナスとなったのは2008年度単年度のみで、マイナス7.8パーセント。こちらは、前述したように退職給与引当金を100パーセント繰り入れたことが主因である。しかし、2009年度は一転、プラス11.1パーセントに財務状況が好転している。

2006年度までは収支比率はプラス一桁が中心であったが、2007年度からは、“2007年度+13.5％⇒2008年度-7.8％⇒2009年度+11.1％”と、イレギュラーである2008年度を除けば、明らかに収支比率は好転している。これは、帰属収入が過去10年間ほぼ変わらず安定している一方で、消費支出が人件費抑制により、マイナス傾向となっているので、そのため収支差額比率が徐々にプラスの数値が高くなっていると推測できる。

2009年度の収支差額比率11.1パーセントは、全国平均・同規模大学平均の数値と比較しても、かなり高いレベルにあるが、本学と併願関係が強い同志社女子大、京都女子大、武庫川女子大の3女子大学の同比率と比較した場合、本学の収支差額比率10パーセント強は決して高いとは言えず、特に同志社女子大、京都女子大とは大きく差をつけられているのが現状である。

【図③】 2000～2009 過去10年間における帰属収支差額および比率の推移



### ■消費収支差額について

消費収支差額については、過去10年間においてマイナスとなっているのは、2001、2007、2008の3ヶ年のみである。2007年度については、基本金を9億83百万円も組み入れており、そこから生じた影響。2008年度については、退職給与引当金繰入額100%積み増し(9億87百万円)による影響である。

2009年度末時点での繰越消費収支差額は、6億21百万円の支出超過になっているが、前述に述べた背景が主たる要因である。“2009年度事業報告書”ではあたかも累積赤字であるかのように述べられているが、全くの誤解である。本学の財政は、着実に余剰資金を増やしており、学院に足をすくわれることのないよう、正しく理解をしておく必要がある。

### ■基本金組み入れの推移について

#### 1) 基本金組入額及び組入率について

本学の過去10年間における基本金組み入れ額及び組み入れ率については、下図④の通りである。各年度の組み入れ率においては、全国平均(11.7%)・同規模平均(9.5%)と比べて相対的に低いことが見て取れる。

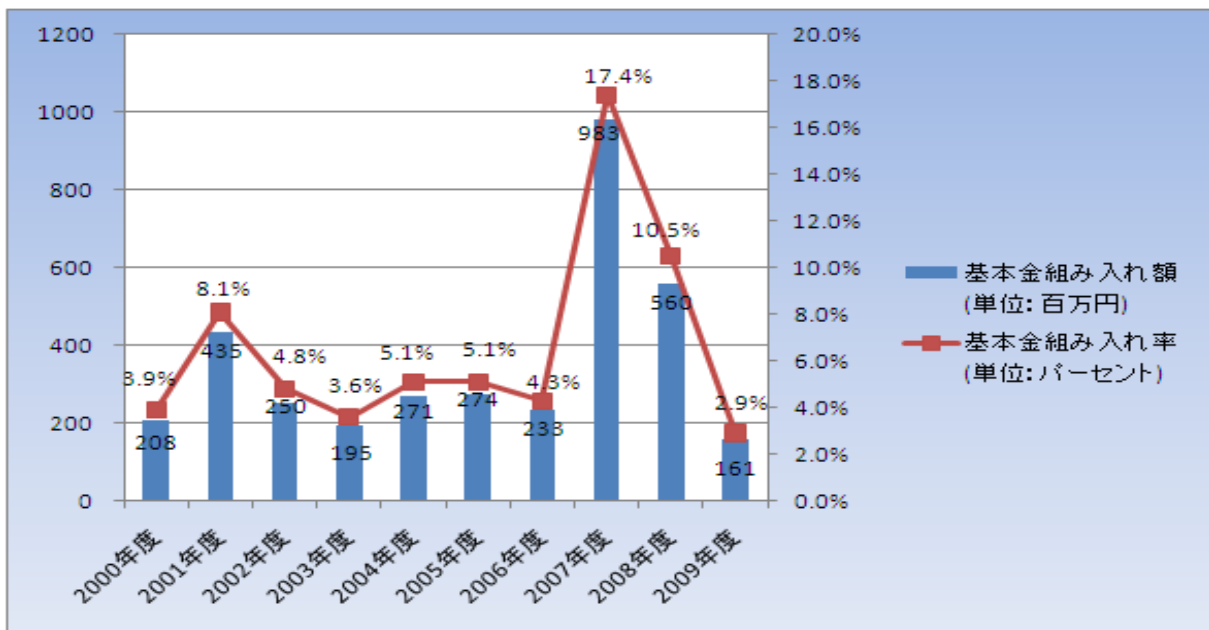
基本金は、第1号～第4号基本金で構成され、どの大学においても第1号基本金(自己資金による施設等の取得額)が大部分を占めるのが一般的である。このことに鑑みれば、本学の財政事情は、第1号基本金の資産価値が相対的に低いのではないかと懸念されるところであるが、実はそうではない。これは、キャンパス整備(拡充)において本学の個別的な事由(実状)によると

ころが大きいとの経理課からの回答を得ている。すなわち本学では、建物を改修または補修をした場合、全額が第1号基本金として組み入れられるわけではなく、「修繕費」で会計処理されていることが主たる要因である。

なお、図④において2007、2008年度の2ヶ年間に於いて、基本金組入額と組入率が他年度と比べて突出して高いのは第3体育館やエミリー・ブラウン館の新設が背景としてあるからである。

一般論としてどの大学も、新しく建物を新設したり、新キャンパスを拡充したりした場合等は、当該年度の基本金（第1号）の組入額は、相対的に高額になることが通例である（※但し自己資金による施設の取得が条件）。

【図④】 2000～2009 過去10年間に於ける基本金組入額および組入率の推移



2) 第2号基本金の組入額がゼロである事由について

2010年3月末時点での本学における第1号から第4号までの基本金の組入額の累計額は、下図  
⑤の通りである。この図によれば、本学は同志社女子大学、京都女子大学、武庫川女子大学といった競合する女子大学とは全く対照的に、第2号基本金の組み入れがゼロであることが見て取れる。

【図⑤】 本学、同志社女子大学、京都女子大学、武庫川女子大学 4女子大学における資産総額に占める基本金割合比較（2010/3/31 現在） 【参考】

【単位:百万円】

	本学	資産の部合計に占める比率	同志社女子	資産の部合計に占める比率	京都女子	資産の部合計に占める比率	武庫川女子	資産の部合計に占める比率
資産の部合計	13,895	—	215,777	—	69,451	—	175,836	—
第1号基本金	9,677	69.6%	178,961	82.9%	40,785	58.7%	138,910	79.0%
第2号基本金	0	0.0%	9,580	4.4%	8,914	12.8%	24,385	13.9%
第3号基本金	454	3.3%	18,842	8.7%	2,748	4.0%	2,271	1.3%
第4号基本金	364	2.6%	3,391	1.6%	673	1.0%	1,189	0.7%
基本金合計	10,495	75.5%	210,774	97.7%	53,120	76.5%	166,755	94.8%

第 2 号基本金は、将来の施設新設や拡充に向けての先行的かつ計画的な組み入れを意味するわけであるから、ゼロであることのみを一見すると、将来のキャンパス整備に係る計画（予定）が全くの白紙であるように判断されてもしかたがないことといえる。

ちなみに、「学校法人会計基準」の第 30 条第 2 項では、第 2 号基本金および第 3 号基本金の計画的組み入れに関して、下記の通り規定されている。

**◎学校法人会計基準 第 30 条第 2 項(※一部抜粋)**

『前項第 2 号または第 3 号に規定する基本金への組み入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組み入れ計画に従い行うものとする。』

※詳細は下記 URL、日本公認会計士協会による「基本金に係る実務上の取扱いに関する Q&A(平成 21 年 9 月 1 日最終改正)」を参照 [http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/pdf/2-12-15-2-20091001.pdf](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/pdf/2-12-15-2-20091001.pdf)

上記の会計基準の規定に鑑みれば、第 2 号基本金を組み入れるためには、固定資産の取得計画の目的を明らかにした上で計画的に行わなければならない、当該規定を本学は遵守しているからこそ、現状第 2 号基本金の組み入れがゼロというのが経理課の回答であった。

ここでいう“計画的に”というのは、『将来●年後に●●という建物が老朽化し、当該建物の代わりに新しく地下●階建て・地上●階建ての●●という建物新設のために●●億円が必要であるから、今から毎年●●円ずつ第 2 号基本金として計画的に組み入れる必要がある』というくらいの具体的かつ明確な計画が必須ということである。

しかしながら、上記の事由に鑑み当該会計基準第 30 条第 2 項を盾に、第 2 号基本金の組み入れがゼロであるという、もし理事がこういった回答をしたとしても、大学組合としては正当な理由として到底許容、理解できるものではない。将来の本学におけるキャンパス整備計画に係る、第 2 号基本金の計画的な組み入れについては、会計処理的な問題、女学院の基本構想（経営的）の問題として、それぞれ別次元の問題として考える必要があるのではないだろうか？

大学組合としては、毅然とした態度で理事長（院長）に対して、実際院長が今年 8 月の大学職員研修会で述べられたように、内から外に対しての“可視化”を徹底すること、すなわち明確かつ具体的な将来のキャンパス整備計画およびグランドヴィジョンの提示を強く求める姿勢で臨むべきである。